

# 答 申 書

( 素 案 )

令和4年1月〇〇日

新居浜市上下水道事業運営審議会

本審議会は、令和3年7月21日付け新水経第11号で諮問を受けた「持続可能な水道事業経営及びそれを支える水道料金の在り方について」及び「持続可能な公共下水道事業経営及びそれを支える下水道使用料の在り方について」慎重に審議を重ねた結果、当審議会として結論を得ましたので、ここに答申いたします。

令和4年1月〇〇日

新居浜市長 石川 勝行 様

新居浜市上下水道事業運営審議会

会 長 羽 鳥 剛 史

# 持続可能な水道事業経営及びそれを支える水道料金の在り方について

## 1. 水道事業経営

水道事業については、市民生活や社会活動を支える重要なライフラインとして、安心・安全な水を安定的に供給するという役割を果たしてきた。人口減少や節水機器の普及などにより水需要は減少傾向にあり、それに伴い水道事業経営の根幹をなす水道料金収入は減少の一途をたどっている。一方で、水道施設の多くが老朽化し、施設の更新や耐震化などへの多額の投資が不可避となっており、今後は非常に厳しい経営状況が見込まれる。

こうした状況の中、水道事業は独立採算制を前提とする地方公営企業として運営されており、自ら対策をとっていく必要がある。

## 2. 料金改定

減少傾向が続く水需要の動向、更新需要の増大が見込まれる水道施設の状況及び財政状況の悪化が懸念される経営状況から判断すると、水道料金の値上げはやむを得ない。

## 3. 料金改定率

料金算定期間を令和4年度から令和7年度までの4年間とし、平均32.8%の引き上げをすることが適当である。

## 4. 料金改定の時期

市民への十分な周知期間を確保したうえで、令和4年度中のできるだけ早い時期に改定するのが適当である。

## 5. 料金体系

水道料金の体系の大別として、用途別と口径別の体系があり、新居浜市では用途別の体系が採用されている。負担の公平性や料金体系のわかりやすさから口径別を採用する事業者が全国的に増加しているが、口径別導入に当たり一定の周知期間が必要であることから、今回の改定では現行の用途別の料金体系を採用することが適当である。次回の改定では、口径別導入を検討されたい。

基本料金については、費用の大半を占める固定費を回収するため、その割合を高めることが望ましいが、あわせて、家庭用少量使用者の値上げについては極力配慮されたい。

従量料金については、水需要の増減に収入が影響されない体系として、経営の安定性から逡増度を緩和することが適当である。

また、費用負担の公平性を保つため、家庭用・業務用・大口用の用途別利用者間の負担のバランスを保つよう配慮されたい。

## 6. 水道料金の定期的な見直し

水道料金の改定は、平成9年4月以来、消費税率改定を除き今日まで行われてこなかった。今後は、経営状況や社会情勢の変化等を考慮しつつ、4年に一度料金改定の必要性について検証することが適当である。

## 付帯意見

### 1. 経営の健全化

これまでの経営努力は評価するが、今まで以上に支出削減や新たな収入確保などに取り組み、将来世代への負担をできるだけ軽減できるよう、効率的な経営に向けたあらゆる努力をされたい。

### 2. 料金改定の市民周知

水道料金の値上げは、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、様々な手段を講じて市民の理解が得られるよう、効果的な広報活動に努められたい。

# 持続可能な公共下水道事業経営及びそれを支える下水道 使用料の在り方について

## 1. 下水道事業経営

下水道事業については、欠かすことのできない重要な社会基盤として、浸水被害を軽減し衛生的な生活環境を確保する役割を果たしてきた。下水道事業を取り巻く環境は、水需要の減少により下水道使用料収入は、今後横ばいから減少に転じる見込みである一方で、施設の耐震対策、老朽化対策及び維持管理費が大幅に増加していくことが想定され、あわせて汚水事業において一般会計からの補てんに依存していることが課題となっている。

こうした状況の中、下水道事業は独立採算制を前提とする地方公営企業として運営されており、自ら対策をとっていく必要がある。

## 2. 使用料改定

水需要の減少により、今後横ばいから減少に転じる見込みの使用料収入、耐震対策や老朽化対策の増大が見込まれる下水道施設の状況及び財源不足を一般会計からの補てんに依存している経営状況から、段階的に自立した経営に移行するためには、下水道使用料の値上げはやむを得ない。

## 3. 使用料改定率

料金算定期間を令和4年度から令和7年度までの4年間とし、平均8.7%の引き上げをすることが適当である。

## 4. 使用料改定の時期

市民への十分な周知期間を確保したうえで、令和4年度中のできるだけ早い時期に改定するのが適当である。

## 5. 使用料体系

基本料金については、使用水量の増減に影響を受けにくい料金体系とするため、使用料収入に占める基本料金の割合を高めることが適当である。

従量料金については、費用負担の公平性から逡増度を緩和することが適当である。

## 6. 下水道使用料の定期的な見直し

下水道料金の改定は、平成22年4月以来、消費税率改定を除き今日まで行われてこなかった。今後は、経営状況や社会情勢の変化等を考慮しつつ、4年に一度料金改定の必要性について検証することが適当である。

## 付帯意見

### 1. 経営の健全化

これまでの経営努力は評価するが、今まで以上に支出削減や新たな収入確保などに取り組み、将来世代への負担をできるだけ軽減できるよう、効率的な経営に向けたあらゆる努力をされたい。

### 2. 料金改定の市民周知

下水道使用料の値上げは、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、様々な手段を講じて市民の理解が得られるよう、効果的な広報活動に努められたい。

## 附属資料

1. 諮問書（写）
2. 水道事業に関する審議経過
3. 下水道事業に関する審議経過
4. 新居浜市上下水道事業運営審議会 委員名簿
5. 審議会開催状況
6. 新居浜市上下水道事業運営審議会条例

## 【附属資料 1】 諮問書（写）



新水経 第11号  
令和3年7月21日

新居浜市上下水道事業運営審議会長 様

新居浜市長 石川 勝行



### 諮問書

本市の水道事業及び公共下水道事業の健全な運営を図るため、新居浜市上下水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

### 記

- 諮問事項
1. 持続可能な水道事業経営及びそれを支える水道料金の在り方について
  2. 持続可能な公共下水道事業経営及びそれを支える下水道使用料の在り方について

## 諮問の主旨

新居浜市水道事業は、昭和29年3月に事業認可を受け、計画給水人口35,000人で事業を創設して以来、市民生活や産業活動に欠かすことのできないものとして、安全でおいしい水道水の安定提供に努めてまいりました。

しかしながら、近年、人口減少等による水需要の低迷により収益が減少する一方で、管路や施設の老朽化に伴う更新や耐震化の費用が増大し、経営環境は厳しさを増しております。

このような中、本市におきましては平成31年3月に、中長期的な経営の基本計画である「水道事業経営戦略」を策定しましたが、現在の料金水準では投資に必要な財源として企業債に頼らざるを得ず、投資の合理化を図ったとしても将来的に財源が不足することが見込まれています。また、前回の料金改定以降、一般家庭や事業所における1戸当たりの使用水量が減少するなど、水需要構造が大きく変化しております。

つきましては、今後も水道事業を安定的に経営していくため、どのような方策を講ずるべきか、「持続可能な水道事業経営及びそれを支える水道料金の在り方」について、貴審議会のご意見をいただきたく、諮問するものであります。

また、新居浜市公共下水道事業は昭和35年に旧下水道法に基づく合流式による公共下水道事業に着手し、その後昭和48年に分流式公共下水道へ抜本的な計画の見直しを行い順次整備を進め、令和2年度には水洗化人口69,296人、下水道普及率64.0%となっています。

今後、人口減少に伴う収益の減少や施設の老朽化等による更新費用の増大が見込まれる中においても、水道事業と同様に、生活環境の向上や浸水被害の軽減など重要な役割を果たしており、将来にわたって安定的にサービスを提供する必要があります。

このような中、令和元年度に財政状況や経営成績がより正確に評価、判断できるように、地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行し、令和3年3月には中長期的な視点に立った経営の指針として「公共下水道事業経営戦略」を策定しました。

公共下水道事業は「雨水公費、汚水私費」の原則のもと、汚水処理費は利用者からの下水道使用料で賄うとされていますが、保有する膨大な施設の維持管理費用や企業債の償還など、今後、多額の費用負担が予想される中で、「持続可能な公共下水道事業経営及びそれを支える下水道使用料の在り方」について、貴審議会のご意見をいただきたく、諮問するものであります。



## 【附属資料 2】

### 水道事業に関する審議経過

水道事業は、地方公営企業法において、その経費は当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされている。あわせて、同法において料金は、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされており、当審議会は、

- 「1. 経営戦略に基づく財政計画の策定」、
- 「2. 料金水準の算定」、
- 「3. 料金体系の設定」の手順で審議を行った。

#### 1. 経営戦略に基づく財政計画の策定

新居浜市水道事業経営戦略をもとに、料金算定期間を設定したうえで算定期間内の水需要を見込み、財政計画を策定した。

##### (1) 料金算定期間の設定

国から概ね3年から5年ごとの水道料金の検証と見直しを求められていることから、料金算定期間は令和4年度から7年度までの4年間とした。

##### (2) 水需要予測

これまでの実績や人口推計などをもとに、水需要を予測した。

##### (3) 事業計画の策定

水道事業の現状と課題を整理するとともに、中長期的な事業運営方針として、更新需要の見通しと財政収支の見通しを均衡させて策定した水道事業経営戦略をもとに、算定期間中の事業計画を策定した。

##### (4) 財政計画の基本方針

#### ア 投資計画の実行

管路や施設の老朽化対策や耐震対策を計画的に進めるため、投資計画について先送りすることなく実施する。

#### イ 企業債残高の縮減

類似団体などと比較してかなり高い水準にある企業債残高について、新規借入額を元金償還額の範囲内に抑制し、将来世代に過大な負担を残さないように企業債残高を減少させる。

## ウ 資金残高の確保

日々の運転資金とともに、大規模災害が発生し一定期間収入が途絶えたとしても、早期復旧や応急給水等の対応ができるよう、資金残高については10億円程度を確保する。

## 2. 料金水準の算定

財政シミュレーションを比較検討した結果、次の結論に至った。

### (1) 財政シミュレーションの結果

#### ア 現行料金で据え置いた場合

収益的収支については、現在は純利益を確保しているが、数年後には純損失が発生し、あわせて資金収支も底をついて資金ショートすることから、財政計画の基本方針のうち、投資計画の実行と、資金残高の確保が困難となることから、料金改定を検討する必要があると判断した。

#### イ 料金改定を実施した場合

総括原価方式で料金水準の算定を行い、資産維持率1%（20.3%改定）、2%（32.8%改定）、3%（45.2%改定）の3つのパターンについて財政シミュレーションを行った。資産維持率は3%が標準とされているが、2%（平均32.8%の料金改定）の水準であれば、投資計画の実行、企業債残高の縮減と資金残高の確保の3つの基本方針をすべて達成することができ、必要な投資と財政のバランスが取れて持続的な経営が可能となることから、この改定率をもって料金改定することが適当であると判断した。

### (2) 料金改定の時期

財政シミュレーションの結果、料金改定は早期の実施が望まれるが、市民への周知期間の確保を考慮し、令和4年度中のできるだけ早い時期に改定することが適当であると判断した。

## 3. 料金体系の設定

料金体系については、公正妥当なものでなければならず、かつ健全な経営を確保できるものでなければならない。平均改定率に基づく料金収入の総額について、水道使用者にどのように配分して負担してもらうか、料金体系について検討を行った。

### (1) 料金体系の現状

新居浜市の料金体系は、水道水の使用用途によって区分された用途別料金体系で、基本料金と従量料金からなる二部料金制である。また、従量料金については水をたく

さん使うほど料金単価が高くなる逡増性の料金体系を採用している。

## (2) 料金体系の課題

### ア 料金体系の大別

負担の公平性や料金体系のわかりやすさから口径別を採用する事業者が全国的に増加しているが、口径別導入に当たり一定の周知期間が必要であることから、今回の改定では現行の用途別の料金体系を採用することとする。

#### イ 基本料金

水需要の減少が続く一方で、世帯人数の減少などから件数は増加しており、検針費やメーター代などの経費は増加している。また、減価償却費が増加していることから固定的経費は増加しており、固定的経費の相当部分を従量料金とする現行の料金体系のままでは必要な固定的経費を賄うことができなくなる。

#### ウ 従量料金

水需要が減少し、水道施設の整備が拡張から維持管理に転じている中で、費用負担の多くを大口使用者に求める根拠が小さくなりつつある。また、水需要が減少する中で、逡増性の料金体系は需要の減少以上の収入減を招いている。

## (3) 見直しの方向性

料金体系の現状と課題を踏まえ、次のとおり見直しの方向性を定めた。

### ア 料金体系の大別

口径別導入の検討は次回料金改定時に行うこととする。

#### イ 基本料金及び家庭用少量利用者への配慮

水需要の増減に収入が影響されない料金体系とするために、料金収入に占める基本料金の割合を高めることが適当である。あわせて、一人暮らしの高齢者や年金生活者など家庭用少量使用者へ、引き続き配慮することが適当である。

#### ウ 従量料金

経営の安定性及び負担の公平性の観点から、逡増度を緩和することが適当である。

#### エ 用途別使用者間のバランス

家庭用と業務用の基本料金の格差や、大きく優遇されている大口用基本料金など、負担の公平性の観点から用途別の家庭用・業務用・大口用の使用者間の負担のバランスを保つことが適当である。

## 料金表（案）

（税抜き）

用途	基本水量、基本料金 （1月につき）		従量料金 （1立法メートルにつき）			
		現行	改定後		現行	改定後
家庭用	10立法メートル以下	835円	1,110円	10立法メートル越え 20立法メートル以下	100円	133円
				20立法メートル越え 40立法メートル以下	120円	172円
				40立法メートルを越えるもの	145円	185円
業務用	10立法メートル以下	1,545円	1,785円	10立法メートル越え 20立法メートル以下	100円	180円
				20立法メートルを越えるもの	145円	185円
大口用	300立法メートル以下	32,345円	45,300円	300立法メートルを越えるもの	145円	185円
公衆浴場用	100立法メートル以下	8,350円	11,000円	100立法メートル越え 300立法メートル以下	90円	120円
				300立法メートルを越えるもの	110円	125円

備考 家庭用で1月の使用水量が10立法メートル未満のものに係る水道料金については、その使用水量との差1立法メートルにつき40円（53円）を減額するものとし、その限度を120円（159円）とする。

## 【附属資料 3】

### 公共下水道事業に関する審議経過

下水道事業は、雨水処理事業と汚水処理事業の2つに分類され、「雨水公費、汚水私費」の原則から、汚水処理に係る経費については、受益者である使用者からの使用料収入によって賄うことが原則とされている。

あわせて、地方公営企業法において料金は、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬとされており、当審議会は、

- 「1. 経営戦略に基づく財政計画の策定」、
- 「2. 使用料水準の算定」、
- 「3. 使用料体系の設定」の手順で審議を行った。

#### 1. 経営戦略に基づく財政計画の策定

新居浜市下水道事業経営戦略をもとに、使用料算定期間を設定したうえで算定期間内の処理水量や収支を見込んだ。

##### (1) 使用料算定期間の設定

国から概ね3年から5年ごとの下水道使用料の検証と見直しを求められていることなどから、料金算定期間は令和4年度から7年度までの4年間とした。

##### (2) 処理水量予測

これまでの実績や人口推計などをもとに、処理水量を予測した。

##### (3) 事業計画の策定

下水道事業の現状と課題を整理するとともに、中長期的な事業運営方針として、更新需要の見通しと財政収支の見通しを均衡させて策定した下水道事業経営戦略をもとに、算定期間中の事業計画を策定した。

##### (4) 目標の設定

下水道事業の現状と課題を整理したうえで、料金算定期間において最低限確保すべき目標を設定した。

#### ア 投資計画の実行

管路や施設の老朽化対策や耐震対策を計画的に進めるため、投資計画について先送りすることなく実施する。

## イ 企業債残高の抑制

類似団体などと比較してかなり高い水準にある企業債残高について、使用料収入の減少が想定される中、将来世代に過大な負担を残さないように企業債残高の縮減を図る。

## ウ 一般会計繰入金の抑制

下水道事業サービスの安定供給と一般会計に多大な負担をかけないためには、繰入金に依存しない自立した経営基盤を構築していく必要があり、汚水処理費用については可能な限り使用料収入で賄えるよう、段階的に見直しを行っていく。

## エ 最低限の経営努力の実現

使用料単価について、最低限の経営努力として国が求める $1\text{ m}^3$ あたり $150$ 円を上回る単価を実現する。

## 2. 使用料水準の算定

現行使用料及び条件設定の異なる複数の財政シミュレーションを比較検討した結果、次の結論に至った。

### (1) 財政シミュレーションの結果

#### ア 現行使用料で据え置いた場合

国が求める最低限の経営努力である使用料単価 $150$ 円/ $\text{m}^3$ を実現することができず、あわせて一般会計繰入金の抑制も困難となることから、使用料改定を検討する必要があると判断した。

#### イ 使用料改定を実施した場合

資本費参入率 $65\%$ から $100\%$ のパターンについて比較検討した結果、資本費参入率 $70\%$ 、平均 $8.7\%$ の使用料改定を実施すれば、国が求める最低限の経営努力である使用料単価 $150$ 円/ $\text{m}^3$ 及び一般会計繰入金の抑制についても達成することができ、必要な投資と財政のバランスも取れて持続的な経営が可能となることから、この改定率をもって使用料改定することが適当であると判断した。

### (2) 使用料改定の時期

財政シミュレーションを比較検討した結果からは、早期の実施が望まれるが、市民への周知期間の確保を考慮し、令和4年度中のできるだけ早い時期に改定するのが適当であると判断した。

## 3. 使用料体系の設定

使用料体系については、公正妥当なものでなければならず、かつ健全な経営を確保

できるものでなければならない。

財政シミュレーションを比較検討して算定した平均改定率に基づく使用料収入の総額について、下水道使用者にどのように配分して負担してもらうか、料金体系について比較検討した。

### (1) 使用料体系の現状

新居浜市の使用料体系は、基本料金と従量料金からなる二部料金制である。また、従量料金については使用量の増加に応じて料金単価が高くなる逓増性の料金体系を採用している。

この基本料金と従量料金の割り振りについては、減価償却費や維持管理費などの固定的経費を全て基本料金とするのが最も安定的な料金体系であるが、これをすると基本料金が著しく高額となることから、固定的経費を基本料金と従量料金に振り分けることで基本料金の低廉化を図っている。

### (2) 使用料体系の課題

#### ア 基本料金

今後も使用料収入の減少が見込まれる中で、使用水量が減少しても直接固定的経費の減少につながらないため、現行の料金体系のままでは必要な固定的経費を賄うことができなくなる。

#### イ 従量料金

使用水量が減少する中で、逓増性の料金体系は逓増度が高いほど需要の減少以上の収入減を招くことになる。

### (3) 見直しの方向性

使用量体系の現状と課題を踏まえ、次のとおり見直しの方向性を定めた。

#### ア 基本料金

固定的経費が大半を占める汚水処理経費において、経営の安定化を図るためには使用水量の増減に影響されないよう、基本料金の比率を高めることが適当である。

#### イ 従量料金

経営の安定性及び負担の公平性の観点から、逓増度を緩和することが適当である。

#### ウ 少量使用者への配慮

一人暮らしの高齢者や年金生活者など少量使用者へ、引き続き配慮することが適当である。



## 使用料（案）

（税抜き）

区分	使用料（1月につき）					
	基本水量	基本料金		超過料金（排除汚水量 1 立法メートルにつき）	超過料金（排除汚水量 1 立法メートルにつき）	
		現行	改定後		現行	改正後
一般汚水	10 立法メートルまで	950 円	1,100 円	10 立法メートル越え 20 立法メートルまで	130 円	140 円
				20 立法メートル越え 50 立法メートルまで	175 円	185 円
				50 立法メートル越え 100 立法メートルまで	200 円	210 円
				100 立法メートルを超えるもの	215 円	220 円
湯屋汚水	排除汚水量 1 立法メートルにつき				25 円	25 円



## 【附属資料 4】

### 新居浜市上下水道事業運営審議会委員名簿

	氏名	役職	備考
1	羽鳥 剛史	会長	学識経験のある者
2	坂上 公三	副会長	関係機関及び関係団体の代表者
3	尾崎 恵	委員	関係機関及び関係団体の代表者
4	藤田 武	委員	関係機関及び関係団体の代表者
5	田村 昭一	委員	関係機関及び関係団体の代表者
6	八山 博幸	委員	関係機関及び関係団体の代表者
7	飯尾 和之	委員	関係機関及び関係団体の代表者
8	宮川 まゆみ	委員	関係機関及び関係団体の代表者
9	中沢 真理子	委員	水道又は公共下水道の使用者（公募）

【附属資料 5】

新居浜市上下水道事業運営審議会開催状況

区分	開始日・場所	審議内容等
第1回	令和3年7月21日(水) 13:30～ 新居浜市役所3階 応接会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱 正副会長選任</li> <li>・諮問</li> <li>・水道事業の概要について</li> <li>・下水道事業の概要について</li> </ul>
第2回	令和3年9月1日(水) 13:30～ 消防防災合同庁舎5階 災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業の経営状況、経営戦略、経営見通し等について</li> <li>・下水道事業の経営状況、経営戦略、経営見通し等について</li> </ul>
第3回	令和3年10月5日(火) 13:30～ 消防防災合同庁舎5階 災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金のあり方（料金水準）について</li> <li>・下水道使用料のあり方（料金水準）について</li> </ul>
第4回	令和3年11月16日(火) 13:30～ 消防防災合同庁舎5階 災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金のあり方（料金体系）について</li> <li>・下水道使用料のあり方（料金体系）について</li> </ul>
第5回	令和3年12月20日(月) 13:30～ 消防防災合同庁舎5階 災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書（案）のとりまとめについて</li> </ul>

## 【附属資料 6】

### 新居浜市上下水道事業運営審議会条例

#### (設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、新居浜市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水道事業及び公共下水道事業の運営に関し、管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいう。以下同じ。）から諮問された事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係機関及び関係団体の代表者
- (3) 水道又は公共下水道の使用者
- (4) その他管理者が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。